

児童虐待防止に向けた取組(法的対応推進事業および市町支援推進事業)

【目的】

児童虐待相談が依然として増加し、また、平成24年には2件もの死亡事例が発生する中、三重県児童虐待死亡事例検証委員会での検証を踏まえ、児童相談センターの法的対応・介入型支援を強化するとともに、市町の児童相談体制を支援することにより、県全体の児童虐待対応力の強化に取り組みます。

(1) 児童相談センター・児童相談所の法的対応力等の強化

児童虐待相談が増加し、複雑化・困難化する中、民法等の改正による児童相談所長の権限が拡大され、児童相談所による的確な法的対応や介入型支援が急務となっています。

このため、弁護士を活用や警察官等の配置、職員の能力向上のための研修の充実、さらには、ハイリスク事例を的確に判定するため、県庁一児童相談センター一各児童相談所間で情報共有できるシステムの導入を行うことで、対応が困難化、複雑化する児童虐待に対する対応力の強化をめざします。

また、児童虐待対応協力員、子ども家庭専門指導員及び子育て支援指導員等を配置するとともに、医師等の専門家の活用や通訳の確保により、児童相談体制の強化や家庭に対する支援体制の充実を図ります。

(2) 市町の児童相談体制の強化のための支援

県全体の児童虐待防止には、県のみならず、市町における児童相談体制の強化が求められています。

そのため、平成23年度に実施した「市町支援のあり方検討」を踏まえ、平成24年度から市町の児童相談体制の強化に向けた支援に着手したところです。

市町においては、専任職員の配置が少ない、独自での人材育成が困難等の現状があり、児童虐待対応の中核組織である要保護児童対策地域協議会の活動にも差があることから、市町への支援を継続し、体制強化を促進する必要があります。

このため、市町との定期的協議(※)の充実を図り、要保護児童対策地域協議会の運営やケースの的確な進行管理を支援するとともに、市町職員のスキルアップのための専門的な研修を実施すること等により、市町の児童相談体制の強化を図り、県全体の体制強化につなげます。

(※) 市町ごとに児童相談体制の現状と課題を抽出した「児童相談体制強化確認表」を活用し、課題解決に向けて児童相談所と市町が行う協議。

【事業内容】

1 法的対応推進事業

(1) 法的対応力強化事業

28,726千円(うち県費 4,073千円)

法的対応、介入型支援等が必要なケースに的確に対応するため、児童相談センターに弁護士及び警察官等を配置します。

また、職員の介入型支援スキルを向上するため、研修の充実を図ります。

さらに、一時保護等を始めとする援助方針の判断の客観性、的確性を高めるため、アセスメントツールの研究開発を行うとともに、県庁一児童相談センター一児童相談

所間でリアルタイムでのケース情報の共有化を図るシステムを導入し、ハイリクスケースに的確な対応を行います。

(2) 児童相談所職員専門性強化事業 4,242千円(うち県費 4,242千円)

児童相談所職員が法的な対応を的確に行うとともに、各所属におけるOJTの充実を図るための職員養成等を行い、専門性の強化を図ります。

(3) 児童相談所現場対応力強化事業 25,522千円(うち県費 24,957千円)

各児童相談所での児童虐待対応協力員等の配置や通訳の活用、児童相談センターでの医師等のスーパーバイザーの活用を行い、現場における対応力の強化を図ります。

2 市町支援推進事業

(1) 市町との定期的協議

「児童相談体制強化確認表」に基づく市町との定期的協議を充実し、市町における児童相談体制の強化・改善の具体化を図ります。

(2) 市町現場対応力強化事業 74,446千円(うち県費 1,438千円)

市町の要保護児童対策地域協議会に、アドバイザーの派遣や児童相談所職員が巡回による指導・助言を行うことにより、市町の要保護児童対策地域協議会の活性化および市町との連携強化を図ります。

また、母子保健や精神保健分野との連携強化が求められる中、各市町において的確な児童相談・支援につなげるための児童相談情報システムの導入や児童虐待対応を行うための巡回用車両の配備を支援します。

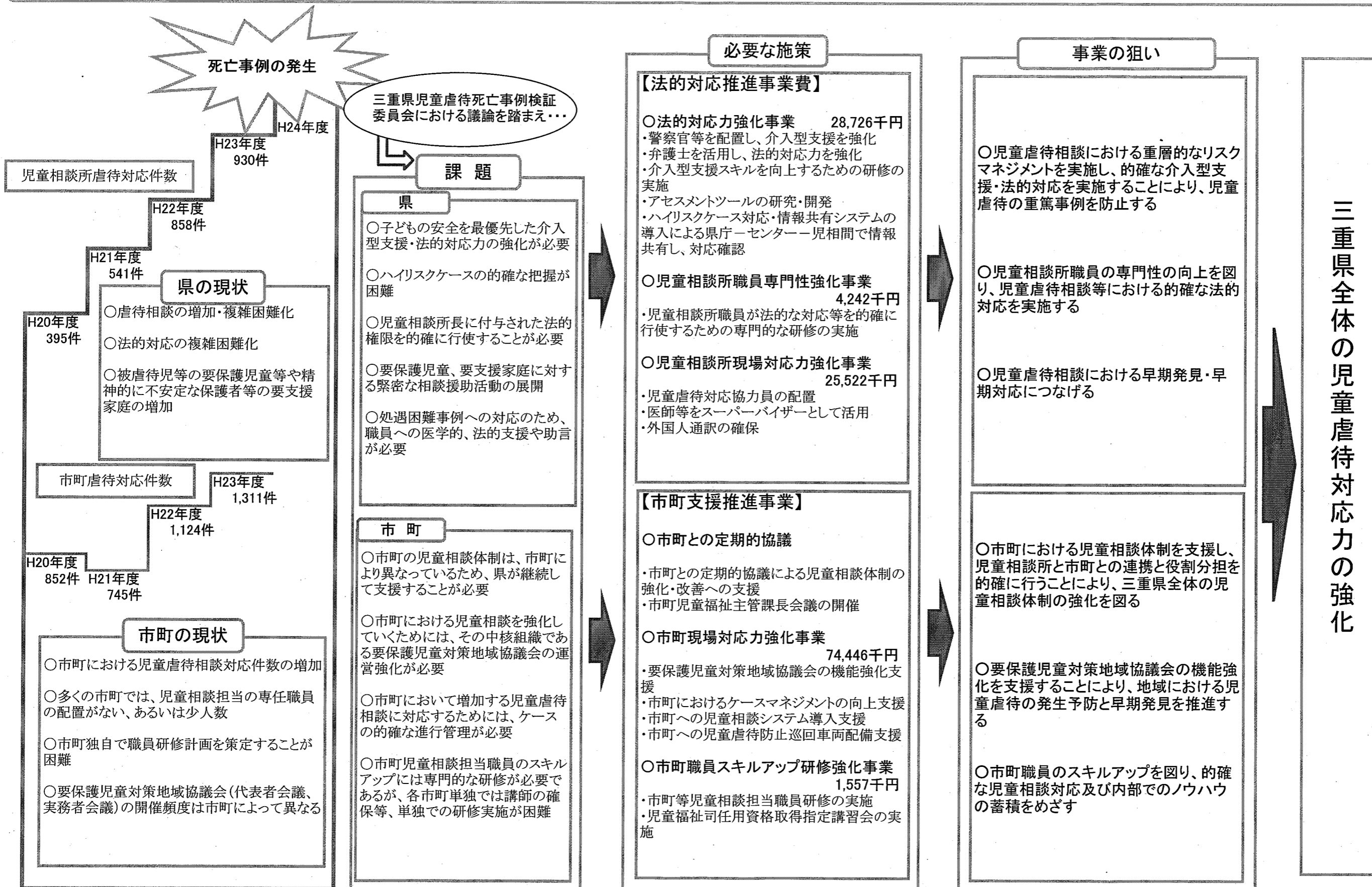
(3) 市町職員スキルアップ研修強化事業 1,557千円(うち県費 790千円)

市町職員が児童福祉司任用資格を取得するための指定講習会を実施するとともに、市町職員の受講を考慮し、集合及び地域別の専門研修を実施して、市町の児童相談にかかる人材育成を支援します。

児童虐待防止に向けて

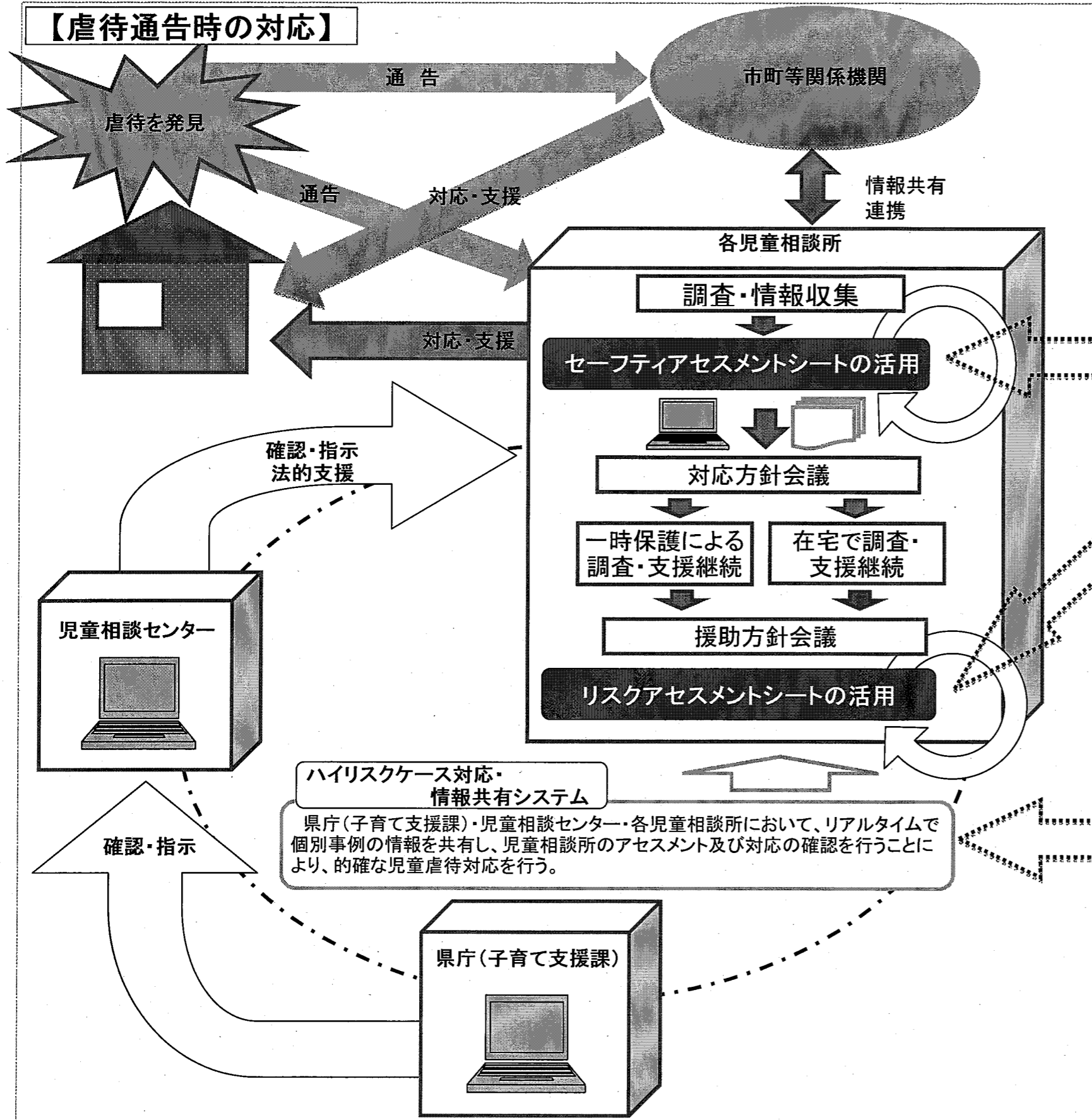
法的対応推進事業 予算要求額 58,490千円(県費 33,272千円)
 市町支援推進事業 予算要求額 76,003千円(県費 2,228千円)

児童虐待を防止するため、児童相談所職員の法的対応力や市町職員の相談対応力等の能力向上を図るとともに、市町の実情に応じた支援を行い、迅速かつ的確な連携を図ることにより、三重県全体の児童虐待対応力を強化します。



アセスメントツール研究開発とハイリスクケース対応・情報共有システム構築イメージ図

【虐待通告時の対応】



アセスメントツールの研究開発

○目的

・虐待対応件数が年々増加し、深刻な虐待事例も発生しているなかで、児童相談所が組織全体としての専門性を高め、虐待対応における情報収集・安全性評価・判定(アセスメント)をより適切に行い、支援の内容や方針を決定することが求められている。
 ・しかしながら、既存のいくつかのアセスメントシートは、虐待の種類に応じたリスク評価や、初期対応時・継続的支援時におけるリスクポイントが混在するなどの面で課題が多く、活用に至っていないのが現状である。

・このため、虐待通告時に、子どもの最善の利益を守るための調査・情報収集を迅速・的確に行い、初期対応をより客観的、かつ関係者が情報共有しやすいようにする手段としてのアセスメントツール(アセスメントシートと活用マニュアルの作成)の開発が必要となっており、虐待対応におけるアセスメント及び初期対応を標準的に行うことができるよう、三重県版のアセスメントツールの研究・開発を行う。

○事業内容

・虐待種別毎のアセスメントシートのあり方について研究するとともに、子どもの安全性を評価する初期対応のセーフティアセスメントと、中長期のリスクアセスメントのツールの研究に取り組み、「三重県版」のアセスメントシートを開発する。

ハイリスクケース対応・情報共有システムの導入

現在の児童相談所児童記録システムは、統計処理を目的に、個々の児童相談の記録を行うために開発されたものであり、リスクにかかる情報共有のための機能が不十分である。

このため、同システムに個別事例の情報共有機能を追加し、アセスメントツール研究開発事業による、虐待通告時の初期対応に必要な安全性を評価するためのアセスメントシートの項目等を、「ハイリスクケース対応・情報共有システム」に組み込むことにより、個々の児童虐待相談事例の危険度、アセスメント結果及び児童相談所等の対応状況を情報共有し、的確な対応につなげる。